

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<p data-bbox="280 292 873 320">高知県スマート農業推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="168 368 488 397">第1条～第16条 (省略)</p> <p data-bbox="168 445 228 474">附則</p> <p data-bbox="168 485 320 513">1 (省略)</p> <p data-bbox="168 523 813 552">2 <u>この要綱は、令和5年3月22日から施行する。</u></p> <p data-bbox="168 561 1111 703">3 <u>この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第6号まで、第7条、第9条第3項、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</u></p> <p data-bbox="168 751 573 780">別表第1 (第2条、第3条関係)</p>	<p data-bbox="1236 292 1830 320">高知県スマート農業推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1128 368 1449 397">第1条～第16条 (省略)</p> <p data-bbox="1128 445 1189 474">附則</p> <p data-bbox="1128 485 1281 513">1 (省略)</p> <p data-bbox="1128 523 2063 665">2 <u>この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第6号まで、第7条、第9条第3項、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</u></p> <p data-bbox="1128 751 1529 780">別表第1 (第2条、第3条関係)</p>

補助事業の内容、補助対象経費及び補助要件	事業実施主体	補助率	補助事業の内容、補助対象経費及び補助要件	事業実施主体	補助率
<p><u>防除用ドローン</u></p> <p>補助内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ドローンの導入に要する経費 ドローンの操作に必要な技術の習得に要する経費 <p>補助対象経費</p> <p>備品購入費（付属品含む）、負担金（講習会参加費）</p> <p>補助要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ドローン導入翌年度のドローンによる防除面積が10ヘクタール以上となること（防除面積には、事業実施主体が作業受託する面積を含む） 事業実施主体が農業経営体の場合は、上記に加え、他の農業経営体の防除作業を受託すること 水稻だけでなく高収益作物（野菜や果樹等）についても、ドローンによる防除を実施すること 補助内容2については、ドローンの導入と一体的に実施すること 	<p>農業経営体、 農業生産組織、 農作業受託組織、 農業協同組合 等</p>	<p>3分の1以内 (市町村の継足 3分の1以内 必須、上限150 万円以内)</p>	<p>補助内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ドローンの導入に要する経費 ドローンの操作に必要な技術の習得に要する経費 <p>補助対象経費</p> <p>備品購入費（付属品含む）、負担金（講習会参加費）</p> <p>補助要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ドローン導入翌年度のドローンによる防除面積が10ヘクタール以上となること（防除面積には、事業実施主体が作業受託する面積を含む） 事業実施主体が農業経営体の場合は、上記に加え、他の農業経営体の防除作業を受託すること 水稻だけでなく高収益作物（野菜や果樹等）についても、ドローンによる防除を実施すること 補助内容2については、ドローンの導入と一体的に実施すること 	<p>農業経営体、 農業生産組織、 農作業受託組織、 農業協同組合 等</p>	<p>3分の1以内 (市町村の継足 3分の1以内 必須、上限150 万円以内)</p>
<p><u>自律式・リモコン式草刈機</u></p> <p>補助内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 自律式・リモコン式草刈機の導入に要する経費 <p>補助対象経費</p> <p>備品購入費（付属品含む）</p> <p>補助要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 自律式・リモコン式草刈機導入翌年度以降、15日/年以上使用すること 事業実施主体が農業経営体の場合は、上記に加え、他の農業経営体の除草作業を受託すること 自律式・リモコン式草刈機（スマート農業技術）の普及・啓発に取り組むこと 		<p>3分の1以内 (市町村の継足 3分の1以内 必須、上限50万 円以内)</p>	<p>別表第2（第5条—第7条関係）（省略）</p> <p>別記 第1号様式（第4条関係） 1～3（省略）</p>		<p>別表第2（第5条—第7条関係）（省略）</p> <p>別記 第1号様式（第4条関係） 1～3（省略）</p>

4 事業の内容

(1) 防除用ドローンの導入

導入時期	導入する機器及び型式等	備考

(2) 防除用ドローンの操作に必要な技術の習得

実施時期	講習会の受講場所、受講人数等	備考

※複数の事業実施主体の取組を一括して申請する場合は、個々の内容が分かるように記載すること

(3) 自律式・リモコン式草刈機の導入

導入時期	導入する機器及び型式等	備考

4 事業の内容

(1) ドローンの導入

導入時期	導入する機器及び型式等	備考

(2) ドローンの操作に必要な技術の習得

実施時期	講習会の受講場所、受講人数等	備考

※複数の事業実施主体の取組を一括して申請する場合は、個々の内容が分かるように記載すること

(追加)

5 経費の配分 (単位：円)

区 分	経費の積算	備 考
(1) 防除用ドローンの導入		
(2) 防除用ドローンの操作に必要な技術の習得		
(3) <u>自律式・リモコン式草刈機の導入</u>		
合 計		

※複数の事業実施主体の取組を一括して申請する場合は、個々の内容が分かるように記載すること

6～7 (省略)

別紙 1

1 防除用ドローン/自律式・リモコン式草刈機導入の必要性 (現状と課題)

2 (省略)

5 経費の配分 (単位：円)

区 分	経費の積算	備 考
(1) ドローンの導入		
(2) ドローンの操作に必要な技術の習得		
合 計		

※複数の事業実施主体の取組を一括して申請する場合は、個々の内容が分かるように記載すること

6～7 (省略)

別紙 1

1 ドローン導入の必要性 (現状と課題)

2 (省略)

3 導入及び利用計画

導入組織（個人）名		
導入機種名	<u>ドローン</u>	
	<u>草刈機</u>	

<u>防除用ドローン</u>	現状(導入前)	導入翌年度	導入の3年後
防除品目			
延べ防除面積 (㎡)			
受益農家数 (戸)			

3 導入及び利用計画

導入組織（個人）名	
導入機種名	

	現状(導入前)	導入翌年度	導入の3年後
防除品目			
延べ防除面積 (㎡)			
受益農家数 (戸)			

<u>自律式・リモコン式 草刈機</u>	<u>現状(導入前)</u>	<u>導入翌年度</u>	<u>導入の3年後</u>
利用品目			
<u>除草日数(日)</u>			
<u>受益農家数(戸)</u>			

別 記

第2号様式～第4号様式 (省略)

別 記

第5号様式(第9条関係) 1～3 (省略)

(追加)

別 記

第2号様式～第4号様式 (省略)

別 記

第5号様式(第9条関係) 1～3 (省略)

4 事業実績の内容

(1) 防除用ドローンの導入

導入時期	導入した機器及び型式等	備考

(2) 防除用ドローンの操作に必要な技術の習得

実施時期	講習会の受講場所、受講人数等	備考

※複数の事業実施主体の取組を一括して報告する場合は、個々の内容が分かるように記載してください

(3) 自律式・リモコン式草刈機の導入

導入時期	導入した機器及び型式等	備考

4 事業実績の内容

(1) ドローンの導入

導入時期	導入した機器及び型式等	備考

(2) ドローンの操作に必要な技術の習得

実施時期	講習会の受講場所、受講人数等	備考

※複数の事業実施主体の取組を一括して報告する場合は、個々の内容が分かるように記載してください

(追加)

5 経費の配分 (単位：円)

区 分	経費の積算	備 考
(1) 防除用ドローンの導入		
(2) 防除用ドローンの操作に必要な技術の習得		
(3) 自律式・リモコン式草刈機の導入		
合 計		

※複数の事業実施主体の取組を一括して報告する場合は、個々の内容が分かるように記載してください

6～7 (省略)

別 記

第6号様式～第8号様式 (省略)

5 経費の配分 (単位：円)

区 分	経費の積算	備 考
(1) ドローンの導入		
(2) ドローンの操作に必要な技術の習得		
合 計		

※複数の事業実施主体の取組を一括して報告する場合は、個々の内容が分かるように記載してください

6～7 (省略)

別 記

第6号様式～第8号様式 (省略)